

法制審議会の少年法の改正にかかる答申に対する声明 －18歳及び19歳の者に対する処分及び刑事事件の特例について－

法務省法制審議会は、18歳及び19歳の者の刑事手続き上の扱いを変更する少年法改正要綱を上川陽子法相に答申しました。法務省は答申をもとに改正案をまとめ、来年の通常国会に提出する方針としています。この答申によれば、罪を犯した18歳及び19歳の者に対する処分及び刑事事件の特例等について、死刑又は無期若しくは短期1年以上の新自由刑まで対象を拡大することは、結果として厳罰化につながるようになるため日本社会福祉士会及び日本医療社会福祉協会は反対します。

要旨

未だ十分に成熟しておらず、成長発展途上にあつて可塑性を有する18歳及び19歳の年長少年について、少年法の適用年齢を引き下げるのではなく、現行の少年法の適用を継続すべきです。18歳及び19歳の少年の実態として実の親や保護者からの支援が得られない福祉の法律などの狭間に置かれており、現在未成年後見制度、社会的養護制度における児童福祉施設・里親の措置延長又は児童自立生活援助事業（児童福祉法第6条の3）で支援されている場合が多いと言えます。

特に児童自立生活援助事業の対象となる少年は、本人たちが生活をしている「自立援助ホーム」に費用の一部を負担しながら自立に向けて求職、就労活動をしています。実際は児童福祉施設などの措置を解除されており、措置延長中の少年より経済的に苦しい生活状況にあります。これらの少年は児童期から貧困や虐待という厳しい環境を背負わされており、社会的自立に困難さを有する傾向にあります。

このような、少年の置かれている状況や特性・犯罪の背景とは無関係に犯した罪名により範囲を広げて一括して「原則逆送事件」にすること、及び公判請求することによって実名報道が行われることは、自立途上の少年の成長や可能性を抑え込むことであり、生活スタイルが大きく変化する時期でもある、教育的配慮が必要な18歳及び19歳の少年の社会復帰をきわめて困難にするものです。このことは少年の人生における選択肢をこの段階で狭めることでもあり自立・成長する権利を奪うものと言えます。

この答申を受けた少年法の改正による18歳及び19歳の少年が成人同様の対応となる厳罰化は、その可逆性を阻害することになるため、私たちは強く反対の態度を表明します。

2020年11月2日

公益社団法人日本社会福祉士会

会長 西島 善久

公益社団法人日本医療社会福祉協会

会長 早坂由実子